

○職員等の旅費に関する規則

平成7年11月1日

規則第25号

改正 平成13年1月31日 規則第1号

平成15年7月28日 規則第3号

平成16年6月22日 規則第4号

平成17年3月11日 規則第3号

平成18年3月1日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員等の旅費に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第18号。以下「条例」という。）に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員以外の者の旅費)

第2条 条例第3条第2項の規定により、職員以外の者に対して支給する額は次のとおりとする。

- (1) 研修及び講習の講師として派遣を求めた者は、管理者相当額
- (2) 特別の調査研究を依頼して派遣を求めた者は、管理者相当額
- (3) 前各号に規定する者以外の者は、管理者が用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、管理者相当額又は一般職の職員の例で計算した額

2 前項の者の鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合により、所定の等級に応じた旅客運賃又は急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、その等級に応じた旅客運賃又は急行料金を支給しないことができる。

(旅行取消等の場合における旅費)

第3条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払い戻し手続をとったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給で受ける者が当該旅行について支給を受けることができる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(日当を支給しない地域)

第4条 条例第11条第2項の規則に定める地域は、在勤地から路程50キロメートル以内の地域その他管理者が定める地域とする。

(研修等の旅費)

第5条 条例第16条に規定する日額の支給については、次のように定める。

- (1) 兵庫県自治研修所等指定された宿舎に宿泊するときは、兵庫県自治研修所等が定めた経費相当額と日当定額の5割相当額（自治大学校に入所の場合は日当定額の7割相当額とする。）を支給する。
- (2) 市町職員の行政事務職場研修実施規程（平成3年兵庫県告示第1720号）に規定する職場研修等のため、通勤が困難な職場に勤務する場合

1ヵ月につき 40,000円

- (3) 研修、講習、訓練その他これに類する目的のため、前2号以外の宿泊施設を利用する場合には、宿泊費の実費（その実費額が条例の別表に定める宿泊料の定額を超えるときは、当該定額とする。）と日当定額の5

割相当額を加算した額を日額旅費として支給する。ただし、1日につき3食の食事の全部又は一部の提供を受けることができない場合には、1食につき400円をさらに加算して支給することができる。

- 2 前項の日額旅費は、研修等の目的地までの往復のため、普通旅費の支給を受ける期間は、これを支給しない。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成13年1月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月28日規則第3号）

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年6月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員等の旅費に関する規則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月11日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月1日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員等の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。